

浄化槽の維持管理に係る違反行為とその罰則

浄化槽の維持管理については、その機能を十分に発揮し、水質汚濁を防止するため、法律（浄化槽法）により適正な使用と管理を義務化しています。浄化槽の維持管理に係る違反行為と、その罰則は次のようなものです。

- ①保守点検や清掃が定められた基準に従っていないとして都道府県知事が、改善処置や使用停止を命じた場合、この命令に違反すると処罰されます。(第12条第2項)
⇒6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金(第62条)
- ②無届で浄化槽を設置した場合には処罰されます。(第5条第1項)
⇒3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第63条第1号)
- ③届け出た浄化槽の設置計画が不適正であると認められ、出された変更命令又は廃止命令に違反すると処罰されます。(第5条第3項)
⇒3ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金(第63条第2号)
- ④行政庁から浄化槽の保守点検や清掃等に関して報告を求められたのに報告をしなかったり、嘘の報告をすると処罰されます。(第53条第1項)
⇒30万円以下の罰金(第64条第15号)
- ⑤行政庁の立ち入り検査を拒んだり妨げたり、質問に答えなかったり又嘘の答弁をした場合処罰されます。(第53条第2項)
⇒30万円以下の罰金(第64条第16号)
- ⑥水質検査及び定期検査の未受検者に対し、都道府県知事が指導、勧告、命令をすることができるとともに、この命令に従わない場合は処罰されます。(第7条の2第3項、第12条の2第3項)
⇒30万円以下の過料(第66条の2)
- ⑦浄化槽及び排水設備の使用を廃止した場合に、届出をせずまたは虚偽の届出をした場合は処罰されます。(第11条の3、第12条の16第2項)
⇒5万円以下の過料(第68条第1項第2号)

《参考》 浄化槽法(関係分のみ抜粋)

(設置等の届出、勧告及び変更命令)

第五条 浄化槽を設置し、又はその構造若しくは規模の変更(国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更を除く。第七条第一項において同じ。)をしようとする者は、国土交通省令・環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長とする。第五項、第七条第一項、第十二条の四第二項、第五章、第四十八条第四項、第四十九条第一項及び第五十七条を除き、以下同じ。)及び当該都道府県知事を経由して特定行政庁に届け出なければならない。ただし、当該浄化槽に関し、建築基準法第六条第一項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定による建築主事の確認を申請すべきとき、又は同法第十八条第二項(同法第八十七条第一項において準用する場合を含む。)の規定により建築主事に通知すべきときは、この限りでない。

- 2 都道府県知事は、前項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画について、その保守点検及び清掃その他生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から改善の必要があると認めるときは、同項の届出が受理された日から二十一日(第十三条第一項又は第二項の規定により認定を受けた型式に係る浄化槽にあつては、十日)以内に限り、その届出をした者に対し、必要な勧告をすることができる。ただし、次項の特定行政庁の権限に係るものについては、この限りでない。
- 3 特定行政庁は、第一項の届出を受理した場合において、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画が浄化槽の構造に関する建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合しないと認めるときは、前項の期間内に限り、その届出をした者に対し、当該届出に係る浄化槽の設置又は変更の計画の変更又は廃止を命ずることができる。
- 4 第一項の届出をした者は、第二項の期間を経過した後でなければ、当該届出に係る浄化槽工事に着手してはならない。ただし、当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事及び特定行政庁の通知を受けた後においては、この限りでない。
- 5 第一項の規定により保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている事務(都道府県知事に対する届出の経由に係るものに限る。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第二号に規定する第二号法定受託事務とする。

(設置後等の水質検査)

第七条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、環境省令で定める期間内に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの(以下「浄化槽管理者」という。))は、都道府県知事が第五十七条第一項の規定により指定する者(以下「指定検査機関」という。)の行う水質に関する検査を受けなければならない。

- 2 指定検査機関は、前項の水質に関する検査を実施したときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、環境省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない

(設置後等の水質検査についての勧告及び命令等)

第七条の二 都道府県知事は、前条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

- 2 都道府県知事は、浄化槽管理者が前条第一項の規定を遵守していないと認めるときは、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(定期検査)

第十一条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年一回(環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数)、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。ただし、事情第一項の規定による使用の休止の届出に係る浄化槽(使用が再開されたものを除く。)については、この限りではない。

2 第七条第二項の規定は、前項本文の水質に関する検査について準用する。

(廃止の届出)

第十一条の三 浄化槽管理者は、当該浄化槽の使用を廃止したときは、環境省令で定めるところにより、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(保守点検又は清掃についての改善命令等)

第十二条 都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、十日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。

(定期検査についての勧告及び命令等)

第十二条の二 都道府県知事は、第十一条第一項の規定の施行に関し必要があると認めるときは、浄化槽管理者に対し、同項本文の水質に関する検査を受けることを確保するために必要な指導及び助言をすることができる。

2 都道府県知事は、浄化槽管理者が第十一条第一項の規定を遵守していないと認める場合において、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、同項本文の水質に関する検査を受けるべき旨の勧告をすることができる。

3 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた浄化槽管理者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該浄化槽管理者に対し、相当の期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(排水設備の使用の廃止)

第十二条の十六 汚水を公共浄化槽に流入させるために必要な排水設備が設置されている建築物の所有者は、当該排水設備の使用を廃止してはならない。ただし、当該建築物を撤去する場合その他環境省令で定める場合は、この限りではない。

2 前項本文の建築物の所有者は、同項ただし書きに規定する場合において、排水設備の使用を廃止しようとするときは、あらかじめ、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村に届け出なければならない。

(報告徴収、立入検査等)

第五十三条 当該行政庁は、この法律の施行に必要な限度において、次に掲げる者に、その管理する浄化槽の保守点検若しくは浄化槽の清掃又は業務に関し報告させることができる。

- 一 浄化槽管理者
- 二 浄化槽製造業者
- 三 浄化槽工事業業者
- 四 浄化槽清掃業者
- 五 第十条第三項の規定により委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者又は浄化槽管理士
- 六 指定検査機関
- 七 第四十二条第一項第二号又は第四十五条第一項第二号に規定する指定講習機関
- 八 第四十三条第四項又は第四十六条第四項に規定する指定試験機関

- 2 当該行政庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、前項各号に掲げる者の事務所若しくは事業場又は浄化槽のある土地若しくは建物に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。ただし、住居に立ち入る場合においては、あらかじめ、その居住者の承諾を得なければならない。
- 3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六十二条 第十二条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第五条第三項の規定による命令に違反した者

第六十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第五条第四項の規定に違反して浄化槽工事を施工した者
- 二 第十条第二項の規定に違反して技術管理者を置かなかつた者
- 三 第十二条の八第三項(第十二条の十第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令に違反した者
- 四 第十二条の十第一項の規定に違反して承認を受けずに排水設備を設置した者
- 五 第十二条の十二第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 六 第十二条の十五第六項の規定に違反して土地の立入りを拒み、又は妨げた者
- 七 第十二条の十六第一項の規定に違反して排水設備の使用を廃止した者
- 八 第十七条第一項の規定に違反して表示を付さなかつた者
- 九 第十七条第二項の規定に違反して表示を付した者
- 十 第二十九条第二項の規定に違反して措置をとらなかつた者
- 十一 第二十九条第三項の規定に違反して浄化槽工事を行つた者
- 十二 第三十一条又は第四十条の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者
- 十三 第四十三条第五項又は第四十六条第五項の規定に違反して故意に不正の採点をした者
- 十四 第四十四条又は第四十七条の規定に違反した者
- 十五 第五十三条第一項(第七号又は第八号に係る部分を除く。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十六 第五十三条第二項(同条第一項第七号又は第八号に掲げる者に係る部分を除く。以下この号において同じ。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条第二項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

第六十六条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第五十九条、第六十二条、第六十三条及び第六十四条(第十三号を除く。)の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十六条の二 第七条の二第三項又は第十二条の二第三項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の過料に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第十一条の二第一項の規定による届出をする場合において虚偽の届出をした者

二 第十一条の二第二項、第十一条の三、第十二条の十一又は第十二条の十六第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者